

『おでかけタクシー』の実施について

○ 概要

コミュニティバスやコミュニティタクシーを利用できないような高齢者や障害者などの交通弱者への外出支援として、江南市で実施されている「いこまい CAR（予約便）」を参考とし、稲沢市に適した外出支援事業『おでかけタクシー』の導入を検討する。

なお、『おでかけタクシー』を実施するにあたり、問題点や課題の整理を行うとともに、現在の高齢者・障害者に対する支援施策との兼ね合いや、既存の公共交通網に与える影響を調査するため、下記のとおり「実証実験」を実施する。

○ 『おでかけタクシー』実証実験（案）

- ・ 実証実験対象エリア 大里西市民センター地区、平和支所地区
- ・ 実証実験期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- ・ 運行方式 普通タクシー車両（旅客定員4名）によるドアツードア型交通
- ・ 対象者 「大里西市民センター」又は「平和支所地区」に住所を有する「75歳以上の高齢者及び障害者並びに市長が必要と認めるもの」
 - ※ 「障害者」とは「① 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方」、「② 療育手帳A・B判定の方」、「③ 戦傷病者・特別項症～第5項症の方」、「④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方」
 - ※ 「市長が必要と認めるもの」とは原則「妊婦または出産後間もない産婦」とする
(有効期限：母子手帳交付の日から出産予定日の半年後まで)
 - ※ 「付添者」も同乗できるものとする
- ・ 運行区間 大里西市民センター地区：「自宅（※）」から「市内全域」間
平和支所地区：「自宅（※）」から「市内全域」及び「勝幡駅」間
 - ※ 車両が入れない場合は付近で安全確認が出来る場所
 - ※ 経由は不可、発着に自宅が含まれない利用も不可
- ・ 利用登録 利用される日の2週間前までに市役所地域協働課、平和支所、大里西市民センターへ「利用登録票」の申請が必要
 - ※ 「利用登録番号」などを記した「利用登録証」を発行し、普通郵便にて送付。
 - ※ タクシー乗車時に「利用登録証」を御持参いただき、乗車時に乗務員が「利用登録証」を確認する。
- ・ 利用料金 タクシー運賃の2分の1
 - ※ 10円未満の端数は10円単位に切り上げ
 - ※ 迎車回送料金は市が負担

参考資料

- ・ 運行時間 午前8時30分から午後5時まで
- ・ 運行日時 月曜日～土曜日（祝休日、12月29日～翌年1月3日、はだか祭りの日を除く）
- ・ 利用予約 利用日の2週間前から前日までに「利用登録証」の裏面に記載のあるタクシー事業者へ電話予約
- ・ 利用回数制限 無し
- ・ 検証項目 利用者数、予約成立数、必要車両台数、市負担額、運行エリア等
- ・ その他 本事業は、一般乗用旅客自動車運送事業において実施するものであり、道路運送法に定める『乗合運送』を行わないため、「同事業」を導入するにあたっては、稲沢市地域公共交通会議での合意や国土交通省への認可申請は不要。